

平成 22 年 度

大阪市予算編成に関する要望書

民主党・市民連合大阪市会議員団

2009年12月18日

大阪市長
平松 邦夫 様

民主党・市民連合大阪市議員団
幹事長 神原 昭二

平成22年度大阪市予算編成に関する要望書

平松市長が一昨年12月に市長に就任されて2年、早くも1期目の折り返しを迎えようとしています。この間、3月には選挙時に掲げられたマニフェスト実現の第一歩とも言える『「元気な大阪」をめざす政策推進ビジョン』をまとめられ、市民協働をスローガンに「元気アップ推進事業」「文化・環境」など「市民が主役」の市政実現に向けて取り組まれていることに敬意を表します。この取り組みなどによって、大阪市政には着実に「平松カラー」が浸透し始めているのではないかと思われ、今後もマニフェスト実現へ向けた市政運営を期待するものです。

さて、本年9月には戦後初めてといえる本格的な政権交代が実現しました。鳩山新政権は、「戦後行政の大掃除」と「コンクリートから人へ」を掲げ、国民の生活を守る政治をめざすとしており、現在取り組まれている「事業仕分け」による徹底した無駄の排除や「地域主権」改革は国民からも大きく期待されています。

一方、昨年秋のリーマンショック以後、経済情勢は混迷が続いており景気と雇用は悪化の一途をたどり、税収への影響も深刻さを増しています。また、このような状況を反映して、生活保護費は増大し続けるなど本市財政を大きく圧迫しています。

このような中、本市財政にとって大きなリスクとなっていたWTC問題は、府の買取により最終処理が図られようとしています。多額の損失補償の財源など解決すべき問題は依然として残っています。

今後、市政運営にあたっては、行政の無駄を徹底的に省くため、これまで以上に行政改革と歳出削減策に取り組まなければなりませんし、市長が掲げる「元気な大阪」を実現するためには、経済活性化策、文化振興と観光施策、子ども施策や社会的セーフティネットの充実策、環境対策など、多様な市民ニーズに応えながら市民が「元気」を実感できるまちづくりとしなければなりません。

わが会派も、平松市長の掲げる「大都市、そしていちばん住みたいまちへ」の目標と政策課題、さらにそれらを実現するための市民協働の取り組みを共有しながら、市民生活を守るために全力を挙げて取り組む決意です。

平成22年度の予算編成にあたり、以下の項目について予算化されるよう強く要望します。

目 次

政策企画室関係	1
情報公開室関係	2
市政改革室関係	3
危機管理室関係	3
総務局関係	4
市民局関係	6
財政局関係	9
契約管財局関係	11
会計室関係	12
教育委員会事務局関係	13
こども青少年局関係	17
ゆとりとみどり振興局関係	19
経済局関係	22
健康福祉局関係	25
環境局関係	30
病院局関係	34
計画調整局関係	34
都市整備局関係	37
消防局関係	39
建設局関係	40
港湾局関係	43
交通局関係	44
水道局関係	46

(注)本文中、項目の後のかっこ書きは関係局を示す。

都市経営、地方分権、国際交流など（政策企画室関係）

1. 着実に市政改革基本方針を実行するとともに、「『元気な大阪』をめざす政策推進ビジョン」の実現を図ること。（市政改革室）
2. 本市の意思・政策決定過程とそれに伴う責任を明確にするるとともに、政策企画室、情報公開室、市政改革室の3室は、市長の官房機能を発揮すること。また、組織のいわゆる「縦割り行政」の弊害を廃し、風通しの良い市政運営を実現すること。（情報公開室、市政改革室）
3. 今後予定される大規模な公共事業については、本市の将来のまちづくりの理念を明確にした上で、投資効果を厳しく精査するとともに、計画の凍結・延期・見直しなどを含め本市財政への負担軽減を図ること。また、不要・不急の公共工事については、速やかに中止・凍結・延期すること。
(計画調整局)
4. 市民利用施設については、利用率の向上を図るとともに、利用者の立場に立った管理運営や施設の充実・統廃合の実施など、そのあり方を見直すこと。
5. ふるさと納税を広く呼びかけるとともに、その寄附金は、寄附者の大阪を愛する心根を大切に、有効に活用すること。
6. 地域主権を確立するため、地方分権の一層の推進と関西の中核機能を果たしている本市の役割に見合った大都市制度創設の実現に向けて、国等に対して要望活動を行うなど積極的に取り組み、地方分権・地域主権のあるべき姿を大阪市から発信すること。
7. 留学生のための施策をはじめ、大阪国際交流センター等を活用した国際化施策の推進に取り組むとともに、国際学校の充実など、外国籍住民が快適に暮らすことができる環境づくりに努めること。
8. 姉妹都市や姉妹港等の交流を深めるとともに、市民主体の国際交流を進めること。（港湾局）
9. 雇用の創出と新たなビジネスチャンスにつながる内外からの企業誘致

の促進に向けて、まちづくりと産業振興が一体となった誘致活動に取り組みるとともに、事業所を開設する際の初期投資の負担軽減を図る支援や本市海外事務所や海外ネットワークを活用したシティプロモーションを積極的に展開すること。（計画調整局、港湾局、経済局）

情報公開、市民協働、コンプライアンスなど（情報公開室関係）

1. 情報公開を市政運営の基本方針とし、市民への説明責任を果たすため、政策決定過程や意思形成過程をわかりやすい形で可能な限り公表するなど、情報公開の徹底を図ること。また、個人情報保護制度の適正な運用に努めること。
2. 市民の必要とする情報がわかりやすく確実に届くよう、情報発信の充実強化を図るとともに、市民からの問い合わせに対して的確に、わかりやすく対応し、また、要望等記録制度については適切に運用すること。
3. 市民協働を強力に進めるため、全庁的な連携を図りながら、企画・方針・情報発信・市民運動を高める仕組みづくりなどを行うこと。

（市民局）

4. 市民本位の市政推進の理念を明確にした大阪市自治基本条例を制定すること。また、そのための準備組織を設置すること。
5. 不適正資金問題や違法薬物所持等の職員の非違行為などで失われた市民の信頼を回復するため、職員のコンプライアンス意識の向上を一層図るとともに、引き続き、公益通報制度などのコンプライアンスを推進するための仕組みを適正に運用すること。
6. 市長と市民の直接対話をさらに充実し、あらゆる機会を通じて各界各層の意見を幅広く聞くこと。
7. 広報・広聴活動を強化し、多様化する市民ニーズに対応するため、市民の声データベースの活用を図るとともに、市民参加の場を広め、市民

と直結する市政を強力に推進すること。

行財政改革など（市政改革室関係）

1. 厳しい財政状況のなかで、複雑・多様化する課題に対応する市民サービスを確保していくため、行政責任のあり方など具体的なビジョンを示し、行政が担うべき役割や市民・企業が担う役割について見直し、市民の視点・地域の視点から、新たな市政改革に向けての検討を鋭意進めること。
2. 経費の削減や市民サービスの見直しにあたっては、一方的な切捨てにならないよう、市民の理解を得ながら進めること。

（政策企画室、総務局、財政局）

3. WTCについては、十分な情報公開のもと市民への説明責任を果たしながら、引き続き市民負担の最小化に取り組むこと。また、ATCについては、一層の経営改善を図ること。（港湾局、経済局）

危機管理など（危機管理室関係）

1. 新型インフルエンザなどの感染症や、いわゆる「ゲリラ豪雨」をはじめとしたさまざまな危機事態から市民の安全を確保するため、全庁的な危機管理機能の強化を図ること。
2. 地域防災計画をもとに、東南海・南海地震や上町断層帯地震などの大規模地震について、さらに効果的かつ効率的な減災対策を進めること。とりわけ、次の項目について努力すること。
 - (1) 大災害時において災害対策本部が十分に機能するよう、防災活動拠点の運用充実を図るとともに、迅速かつ機動的な初期初動体制、相互応援体制の確立を図ること。
 - (2) 自主防災組織の育成、食糧・飲料水の備蓄等、地域における防災基盤

の強化を図るとともに、高齢者、障害者及び外国籍住民を視野においた広報活動をはじめ、住民参加の実践的な防災訓練の実施など地域に根ざした防災活動の充実を図ること。さらに、企業・事業所等の防災力の向上並びに地域との連携強化を図ること。

(3) 大規模地震時に発生する帰宅困難者に対して、避難誘導や情報提供など、民間企業・団体・地域等と行政がともに取り組む総合的な支援システムづくりを進めること。

(4) 時代に即応した災害時の情報伝達体制の充実を図り、機器の高度化・高性能化を推進すること。

行政運営など（総務局関係）

1. 共通管理業務簡素化・集約化等基本計画は、個人情報保護に十分留意するとともに、適正な事務処理が確保されるよう着実に実施すること。
2. 女性の管理職登用を積極的に図ること。
3. 職員の適正な勤務条件を確保するとともに、市民の立場に立って業務の見直しによる人員の適正化を図ること。
4. 職員の意識改革を図るとともに、服務規律の一層の徹底を図ること。
5. 市民への説明責任と信頼回復を果たすため、協議のルール化を確立し、正常で健全な労使関係を構築すること。
6. 積極的に外部人材の登用を図ること。また、庁内公募など意欲ある職員を積極的に登用すること。
7. 職員の市政への積極的な参加意識を醸成するとともに、市民サービスの向上を図るため、職員からの政策提案の支援や職場における日常的な改善活動の取り組みを積極的に推進すること。
8. 監理団体については、各団体の今日的な役割や機能を踏まえた見直しを行うとともに、一層の経営改善に努めるなど抜本的な団体改革を着実に推

進すること。また、いわゆる天下りとの非難を受けないよう大阪市退職者の外郭団体等への再就職等がルールに則って行われるようにすること。

9. 本市施設へ指定管理者制度を適用するにあたっては、市民サービスが低下することのないよう適正な運用に努めるとともに、選定にあたっては、市民との協働の視点で総合的に勘案すること。なお、プロパー職員等の雇用など労働条件に十分留意すること。

10. 各種審議会等の適切な運営に努めること。また、委員の選任にあたっては、学識経験者を含め市民・地域の声が的確に反映される構成にすること。

11. 大阪市立大学を市民に開かれた都市型総合大学として、引き続き大学改革を推進し、以下の項目等に配慮し、教育研究環境の充実が図れるよう、大学支援に努めること。

(1) 教育研究施設の整備と学術・文化・情報等の発信機能の充実を図ること。

(2) 高度な専門的知識を身につけた人材の養成及び、市立大学の教育の特性を踏まえた社会人教育のさらなる充実に努めること。

(3) 少子化が進み大学間競争が激化する中で、優秀な学生を集め、学びやすい教育環境を整備するため、学生の各種ニーズにワンストップに対応できる「学生サポートセンター」（仮称）の設置など、学生支援の充実に努めること。

(4) 技術等の産業界への移転などの産学官連携及び、本市の工業研究所、環境科学研究所等との連携並びに大阪府立大学をはじめとする他大学との大学間連携活動を一層推進すること。

(5) 市立大学医学部の募集枠を拡大するとともに、市立大学医学部附属病院において、高度先進医療の充実、地域医療への貢献に向けた必要な医療従事者の確保及び、医療サービスの充実のため、総合医療センターをはじめとする市民病院との連携を進めること。

市民活動、雇用、市民サービス、区政、男女共同参画、人権、外国人など

(市民局関係)

1. 地域の元気を創出するため、地域コミュニティの活性化を促進すること。また、市民協働のためのルールづくりや指針の策定と周知を行うなど環境整備を図ること。(情報公開室)
2. 「『元気な大阪』をめざす政策推進ビジョン」に掲げられている「街頭犯罪ワースト1」の返上をめざし、安全で安心して暮らせるまちづくりを進めるため、大阪市地域安全対策本部を核として、関係行政機関やNPO(非営利組織)・コミュニティ組織などと緊密に連携し、市民協働を基本とした総合的な市民生活の安全対策の強化を図ること。
3. 条例の制定に基づき、ボランティア活動などNPO(非営利組織)やNGO(非政府組織)活動に対する支援策や、市民との協働の視点に立った事業推進の取り組みを積極的に進めること。
4. 地域振興会は、地域コミュニティづくりの担い手であり、今後も引き続き組織の活性化を図れるよう支援すること。
5. 団体規制法の適用を受けるなどの団体に対しては、厳格な法の適用を行うとともに、住民活動支援については、局と区の連携を図りながら全庁的な取り組みとして対応すること。
6. 現下の厳しい雇用失業情勢に対応した新たな雇用施策推進プランを策定し、増大する非正規雇用労働者や雇用のミスマッチ問題に対応するなど、効果的な施策展開を図ること。また、高齢者、障害者、離職者などの就職困難者に対し、区役所も含めた相談体制の充実等の就業支援策を講じること。(健康福祉局)
7. 市民サービスの向上のため、各種証明書発行等を可能とする広域サービスに取り組むとともに、多様化する市民の情報ニーズに応えるため、情報提供体制の充実を図ること。
8. 住民基本台帳ネットワークの運用については、セキュリティ対策を強

- 化するとともに、制度の改善を国に強く求めること。
9. 戸籍謄本や住民票の写しが不正に取得されたことに対し、再発防止に向けた有効な取り組みを行うこと。
 10. 深刻化している消費者被害の未然防止のため、消費者保護条例の積極的運用と関係機関との連携を図り、消費者センターの機能の充実強化など、消費者の利益保護に努めること。
 11. 地域特性を生かした市民協働のまちづくりを推進するため、区役所の総合調整機能を充実強化し、あわせて、専門的職員の配置など行政システムの改編に努めること。（総務局）
 12. 地域主権を実現する観点から区政改革を推進し、区長への民間人登用や公募・任期制、副区長制を導入し、予算編成権の移譲など権限の強化と大幅な予算拡充を図るなど、大胆な改革に取り組むこと。
 13. 地域のさまざまなニーズに的確かつ迅速に対応できるように、区役所・事業所相互の有機的な連携を進め、区役所がみずからの判断と責任において事業執行が行えるようにすること。
 14. 区役所において、市民ニーズに対応した地域の保健・福祉の総合的・効果的なサービス提供体制の構築を図ること。（健康福祉局）
 15. 区庁舎の耐震改修については、建物の老朽化などを総合的に勘案し、機能改善を同時に実施すること。
 16. 区民の文化活動・生涯学習活動・交流の拠点となるよう区民センターを早急に全区に整備すること。また、利用区分などの管理運営面においても、利用者の立場に立ってさらなる改善を図ること。
 17. 連帯感あふれる地域を形成するためにもコミュニティ集会施設と老人憩の家を併設し、その建設については、小学校校下ごとに全額市費負担によって行い、早期に完成すること。また、必要に応じて施設の改修・建て替えについても積極的に行うこと。（健康福祉局）
 18. 性別による差別的取り扱いや役割分担を反映した社会における制度・

慣行を見直し、男女平等社会を実現するため、男女共同参画推進条例に基づき策定された大阪市男女共同参画基本計画に沿って、市民・事業者・行政が一体となった男女共同参画に関する取り組みを推進すること。

- (1) 女性の政策決定の場への参画を促進するため、各種審議会等へ積極的に女性の登用を図ること。
- (2) 府や市などの関係機関と連携し、早期発見と解決のための相談体制強化など、ドメスティック・バイオレンス（DV）の総合的な施策の充実を図ること。
- (3) 男女共同参画施策推進基金の拡充及び有効活用を図るとともに、男女共同参画センター5館の機能を生かして、地域活動の支援など総合的かつ計画的な施策の充実に努めること。

19. 総合的な人権行政を推進するため、同和問題の早期解決をはじめ、あらゆる差別の撤廃とすべての人の人権が尊重されるまちづくりを目指すため、市民の人権意識の高揚と確立を図ること。

- (1) 「大阪市人権尊重の社会づくり条例」「大阪市人権行政基本方針」「大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～」に基づいて、具体施策・取り組みを講じ、総合的な人権行政を推進すること。
- (2) 人権の世紀である21世紀にふさわしい人権行政を推進していくための制度の確立を国に求めること。
- (3) 「インターネット」などを悪用した差別的な書き込みや、グーグルの「ストリートビュー」を利用した新たな人権侵害が危惧される事象に対して、有効な取り組みを行うこと。
- (4) 人権文化センターなど3館統合については、各施設を利用している多くの市民・利用者のニーズを反映して、効率的で幅広い活用を図ること。また、3施設統合後の供用廃止施設が、安全・安心のまちづくりに逆行することのないよう、資産の有効活用に努めること。

（教育委員会事務局、健康福祉局）

- (5) 大阪人権博物館（リバティおおさか）については、効率的な運営ができるよう、また、その機能役割が発揮できるよう支援すること。
20. 「大阪市外国籍住民施策基本指針」に基づき、外国籍住民に対する支援を行うとともに、相談体制の充実など施策の総合的・効果的な推進を図ること。

財政運営、市税など（財政局関係）

1. 厳しい財政状況を踏まえ、財政再建を果たすため、市政改革基本方針の数値目標の早期達成など財政構造改革を確実に推進すること。その際、行政サービスの低下や市民生活に影響を及ぼさないよう配慮すること。
2. 本市からの補助金については、チェックシステムを強化することにより、適正な支出を確保し、ガイドラインの基準に基づいて具体的に見直しを進めるとともに、情報公開により見直し状況を市民にわかりやすく示すこと。
3. バランスシートや行政コスト計算書を活用するなど、財政運営の効率化と財務情報の公開を図ることにより、市民への説明責任を果たすとともに、市場公募債における調達コストの削減に向けて、積極的な投資家への情報提供に努めること。
4. 三位一体の改革により地方財源の総額は大幅に縮減し、地方の実情に即した行財政運営を行うことが困難になっているため、税財政制度の見直しにあたっては、今後大きくなる地方の役割を踏まえ、必要な地方財源の総額を確保し、適切な措置を行うよう、国に強く求めること。
特に、自動車関連諸税の暫定税率の廃止や生活保護の母子加算の復活等、地方税財政に影響のある制度改正・施策等を行うにあたっては、国の責任において確実な財源措置を実施するよう国に強く働きかけること。
5. 地方公共団体が自主的かつ自立的な行財政運営を行うためには、国と地方の役割分担を抜本的に見直すとともに、地方が担う事務と責任に見合った地方税財源の充実、特に地方税財源に占める地方税の割合を引き上げる

ことが必要である。については、消費税、法人税、所得税など複数の基幹税からの税源移譲により、国と地方の租税配分を当面5対5とし、将来的には、国と地方の新たな役割分担に応じた租税配分となるよう、強く求めること。なお、税収の落ち込みに対して、当面は地方交付税を着実に確保すること。

6. 地方交付税の改革については、必要な住民サービスを確実に実施するための財源保障機能と地方自治体間の財政力格差を是正するための財政調整機能の双方を重視しなければならない。国の関与や義務付けを見直すことなく、国の歳出削減のみを目的とした根拠のない削減は決して行わないよう国に強く求めること。また、国・地方を通じた歳出削減努力によってもなお生じる地方財源不足額の解消は、法定率の引き上げによって対応するよう国に強く働きかけること。

また、国の財源措置を前提として発行した特別債の償還については、国が責任をもって確実に交付税措置を行うよう求めること。

7. 国庫補助負担金の改革については、制度設計が示されていないものの、一括交付金による財政措置では、なお国の関与の継続が懸念されるため、地域主権の実現に向け、地方が担うべき分野については、国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲するよう強く求めること。

また、生活保護など地方の独自性や創意工夫を発揮する余地がなく、全国的に画一的な取り扱いとなっている事業など、国が担うべき分野については、必要な経費全額を国の負担とするよう強く求めること。

一括交付金を導入する際には、指定都市が必要とする財源を確保し、地方の自由度の拡大につながらない単なる国庫補助負担率の引き下げは決して行わないよう国に強く働きかけること。

8. 一般財源の充実を図るため、次の項目について国に強く働きかけること。
 - (1) 大都市特有の財政需要に対応するため、都市税源、特に法人所得課税、消費・流通課税などの配分割合を拡充強化すること。
 - (2) 大都市においては、事務配分の特例が設けられ、道府県にかわってこれらの事務を行っていること、また道府県費負担教職員給与費が指定都

市の負担とされる状況も想定し、大都市特例税制を創設すること。

- (3) 自動車関連諸税の暫定税率廃止に伴う地方の減収分については、国の責任において確実に全額補てん措置を講じること。
 - (4) 租税特別措置等については、地方の自主性・自立性を阻害し、減収の一因となることから、一層の整理合理化を図ること。
9. 自主財源の充実を図るため、課税自主権の活用について、幅広く検討を進め、市民の理解を得ながら積極的に取り組むこと。
 10. 市民・納税者の利便性に配慮しながら、効率的な税務行政の推進を図り、より一層の市税収入確保に取り組むこと。
 11. 交通事業への一般会計補助及び出資金に対する財源措置を国に求めること。
 12. 府助成措置の改善・府下市町村との格差是正、いわゆる差等補助と、交通事業・水道事業に対する助成措置及びその改善を府に求めること。

入札・契約、財産管理など（契約管財局関係）

1. 本市の請負契約については、中小企業の受注機会の確保に重点をおくこと。また、元請負人に対し、前払金の支払いを受けたときは、下請負人に資材の購入、労働者の賃金、その他建設工事の着手に必要な費用を前払いするよう指導すること。
2. 本市の入札・契約制度については、次の項目について改善を進めること。
 - (1) 入札・契約手続きの透明性を確保し、公正性を高めるための制度改善を積極的に進めること。
 - (2) 入札・契約については、地域経済活性化のためにも市内事業者を優先すること。また、障害者雇用の促進、環境に配慮した取り組みなど社会的に貢献している企業を優遇する措置を行うこと。
 - (3) 不良・不適格業者を排除するため、ISO取得の奨励やチェック体制

を強化するなど資格審査事務の改善を図り、制度の厳格な適用を行うこと。また、業者のモラル向上に向けた指導と啓発を行うこと。

(4) 落札者の倒産等による工事未着工があることから、より一層、建設業者の施工能力などを厳しく調査するとともに、工事が円滑に施工されるよう施工監理を徹底するなどの対策を行うこと。

(5) 入札参加有資格者の登録にあたっては、優良な工事实績を重視するなどの配慮を行うこと。

(6) 入札業務が密室化することのないように努め、一層の情報公開を進めること。

(7) 建設コストの縮減と品質確保を図るため、適正な施工の確保を推進するとともに、総合評価方式の導入等、さらなる入札契約制度の改善を進めること。

3. 本市で活用が見込まれない未利用地については、積極的に売却処分を図ることとし、景気、地価動向等を十分に見極め、中期・長期などの処分計画にこだわらず、時機を失しないよう機動的な売却処分を進めること。

4. 弁天町駅前開発土地信託事業（オーク200）については、大阪市土地信託事業検討会議の「最終報告」を踏まえ、具体的な抜本的施策を実行すること。

5. 総務省の土地開発公社経営健全化対策を活用し、市の再取得などにより土地開発公社の長期保有土地を解消するとともに、土地の有効活用を進めること。

出納管理など（会計室関係）

1. 財務会計システムの安定的かつ効率的な運用に努めるとともに、公金の適正な管理、チェックを行うこと。

2. ペイオフに対応し、公金預金の保護に万全を期すとともに、安全かつ

有利な方法による公金の運用・管理に努めること。

3. 不適正資金問題を二度と生じさせないように、適正な会計事務の執行の確保に努めること。

学校教育、社会教育、生涯教育など（教育委員会事務局関係）

1. 教育の地方分権を推進し、地域に教育の自主性と権限をもたらすよう国に働きかけるとともに、学級編制基準の引き下げを行うよう、国及び府に働きかけること。
2. 全国学力・学習状況調査の結果を踏まえ、習熟度別授業など個に応じた指導を拡充するとともに、学習習慣の確立のため、放課後に児童の自主学習を支援するなど、児童・生徒の学力向上を図る方策を推進し、家庭の経済格差が子どもたちの学力などに影響がでることのないように取り組むこと。また、習熟度別授業の実施にあたっては、経験豊富な教職員を適正に配置し、増員を図ること。
3. 学校現場の現状を改善・改革し、地域に根ざした学校づくりを推進するため、「小学校区教育協議会－はぐくみネット－」の活動を強化し、教職員・保護者に加え、地域住民や子ども代表も加わった学校運営を進めること。また、中学校区において、家庭・地域が一体となって、学校を支援する仕組みづくりを計画的に進めること。
4. 子どもの安全確保に関する総合的な施策を講じること。
5. 食育の観点から、全中学校における給食実施を進めること。また、栄養教諭の拡充を図ること。
6. 学校教育の質を高めるために、幼稚園を含めた多忙化の実態把握と多忙化解消に向けた支援策を講じるとともに、自主的・自律的な学校経営に必要な予算を拡充すること。また、適性と能力や教育に対する情熱に加え、ボランティア等の社会体験を有する優秀な教職員を確保すること。講師の

採用についても、必要数を確保するためのあらゆる方策を講じるとともに、国及び大阪府に働きかけること。（こども青少年局）

7. 信頼される教職員の育成に向け、研修内容・方法の工夫・改善を図ること。また、指導が不適切な教員については、指導改善研修を適切に実施すること。
8. 「いじめ」「不登校」や「児童虐待」「性的暴力」など学校教育が直面する課題について、人権尊重の教育を推進し、ピア・サポート活動やスクールカウンセラー活用事業などの各種教育相談や居場所づくりに加え、あらゆる暴力に対し子ども自身が自らの身を守る力を養うための学習の機会や研修内容の充実を図るとともに、学校園への支援システムの充実を図るなど十分な対策を講じること。また、スクールセクシュアルハラスメントの相談システム・救済システムを充実させるとともに教職員への指導強化を図ること。（こども青少年局）
9. 学校週5日制に対応した各学校の特色ある教育活動を保障する予算措置を図ること。
10. 小中連携パイロット校の成果分析を踏まえ、学習指導や生活指導などにおいて、9年間を見通した小中一貫教育について、積極的に検討を進めること。
11. 学校規模及び配置の適正化と校区の調整に努めること。
12. 義務教育無償実現をめざし、国に積極的な働きかけを行うとともに、教科書無償制度の継続を強く求めること。また、道府県費負担教職員制度の見直しにあたっては、道府県から指定都市への税源移譲による財源措置を前提とするよう、国及び府に要望すること。
13. 教育の機会均等の保障と保護者負担軽減の観点から、就学保障制度の確保・充実を図ること。
14. 障害児の就学にあたり、本人・保護者の意向を尊重するとともに、学校施設の整備改善を図り、すべての障害児の教育を保障すること。また、就

- 劣に向けた進路指導を充実すること。
15. 障害児の学校生活を保障するため、介助員制度を設けること。
 16. LD、ADHD等の発達障害のある児童・生徒に適切な指導・支援を行うため、教員等に指導内容や方法に関する助言を行う巡回相談の回数を増やす等の拡充を図ること。
 17. 知的障害のある生徒の高等学校受け入れにかかる制度を拡充し、障害者の就学権を保障すること。
 18. 男女共同参画型社会の実現のため、男女がともに個性と能力を発揮し、多様な選択ができるよう学習機会を充実するとともに、男女共同参画の視点に立った進路指導・生活指導を推進すること。
 19. 国際都市大阪に向け、英語に早くから親しめるようにするなど外国語教育の充実を図ること。また、中学生・高校生の海外派遣など、国際交流を推進すること。
 20. 多様な自然体験や歴史・芸術・文化に親しむ体験学習、ボランティア体験などの取り組みを保障する施策を講じること。（こども青少年局）
 21. 帰国・来日等の子どもに対する日本語指導・生活指導などに必要な指導者や、保護者・子どもの意思疎通を図る通訳を実態に応じて配置すること。
 22. 時代の進展と変化に対応した市立高等学校のあり方を検討し、市民のニーズにこたえる新しいタイプの商業・工業高校等の開設など特色ある高等学校教育及び中高一貫教育を進めるとともに、市立高等学校の施設の拡充を図ること。
 23. 学校施設の耐震化や学校の安全確保を図るとともに、老朽鉄筋校舎を改築し、プール、体育館、特別教室の整備充実（特に大規模校の特別教室の複数化）や給水設備の直結給水化を推進するなど、教育環境の向上に努めること。また、室内化学物質の現状調査を行うとともに、校舎の新築・改築にあたっては、その対策を十分に施すこと。
 24. 学校施設へのエアコンの設置基準を見直し、対象教室を拡大すること。

また、講堂兼体育館にエアコンを設置すること。

25. 学校園の緑化を進めるとともに、芝生化を推進すること。
26. 保護者等からの要望等が多様かつ複雑になってきている状況を踏まえ、学校の対応を支援するための取り組みを充実すること。
27. 情報化社会に対応した教育環境の整備を図ること。
28. 生徒の部活動の活性化を図るため、広く市民やNPO等を活用し、技術指導者の招聘等を推進すること。
29. 在日韓国・朝鮮人教育の推進を図るとともに、民族学級・民族クラブ等で指導にあたっている「民族講師」の身分を保障し、活動に必要な経費を拡充すること。また、民族学校に対し、助成並びに補助制度を拡充すること。あわせて、中学校夜間学級の充実を図ること。（総務局）
30. 市民の生涯スポーツや生涯学習の場として、学校の運動場及び施設を地域に開放し、積極的な活用に努めること。（ゆとりとみどり振興局）
31. 学校跡地などの利用については、その歴史的経緯も踏まえ地域住民の意向を十分に反映させるため、事業の計画段階から積極的に市民参加を進め有効活用を図ること。
32. 市民の生涯学習を支援するため、交通至便な場所にある市民学習センターの有効活用に努めること。
33. 生涯学習を推進する人的資源として生涯学習推進員及び生涯学習インストラクターの養成や、定住外国人や帰国・来日者の人達に対する日本語教育指導者等の生涯学習ボランティアの養成を図るなど、ソフト面での充実を図ること。
34. 図書館ネットワークの一層の充実に努めるとともに、教材配送便を利用する等、公立図書館と学校の間で図書・資料の運搬をスムーズに行うこと。特に、子どもの読書活動を推進するため、学校図書館に専任司書教諭を配置すること。また、全ての学力の基礎となる読解力・記述力を培うため、全校一斉の読書活動など言語力育成の取り組みを進めるとともに、学校図

書館の活性化に向けて読書支援活動ボランティアを育成し、計画的に全校に配置すること。

35. 「新学校図書館図書整備5ヵ年計画」に基づき、すべての小・中学校において「学校図書館図書標準」を達成するなど、蔵書の充実を図ること。
- また、学校図書館と市立図書館との一層の連携を図ること。

子ども施策など（こども青少年局関係）

1. 少子化の急速な進行と家族構造の変化に伴い、社会全体で取り組むすべての子どもの健やかな成長と子育て家庭への支援の充実に向け、「大阪市次世代育成支援行動計画」に基づき、全庁的な推進体制で包括的な視野に立った次世代育成支援施策の計画的な推進を図ること。その際、子どもの視点に立って進めること。
2. 「子どもの権利条約」の精神に沿って、「子ども条例」の制定に向けた具体的な取り組みを行うこと。
3. 企業や文化・スポーツ施設などと協力して、学問・文化・スポーツ・芸術など、さまざまな分野で子どもたちの才能の芽を見つけて育てる多彩な体験機会の提供を拡充すること。
4. 民間保育所の新築や増築、保育所整備における市有地や本市既存施設の活用、分園整備や保育ママ事業等により総合的に待機児童の解消を図ること。
5. 睡眠、食事など基本的な生活習慣の確立に向けた、在宅子育て支援関係機関、保育所、幼稚園での子ども及び養育者向けプログラムの推進を図ること。
6. 家庭や地域の子育て力を高めるため、子育て活動支援事業（子ども・子育てプラザ）等の充実を図ること。
7. 仕事と子育ての両立支援を推進するため、ファミリーサポートセンタ

一事業の一層の充実を図り、地域社会における相互援助活動と子育て安全ネットの拡充を図ること。

8. 延長保育事業や緊急時及び育児負担の軽減のための一時保育事業など、多様な保育サービスの推進を図ること。また、産休明け保育を実施するとともに、年度途中入所の円滑化を図ること。
9. 多様な保育需要に応えるため、保育所の適正配置、施設の整備に努めること。また、老朽化した保育所、プレハブ舎などの劣悪な保育所の改築を進めること。
10. 民間保育所への補助金の増額等、公立保育所との格差を是正すること。
11. 公立保育所の再編整備計画の推進にあたっては、子育て支援の充実の観点から、市民・保護者の理解を得るとともに公私間の調整を図り、保育の質を維持向上させること。
12. 公立幼稚園の施設整備の充実を図るとともに、私立幼稚園における幼児教育の振興のため、助成の充実を図ること。あわせて、公立幼稚園の3歳児保育の実施にあたっては、公私協調を図ること。

(総務局、教育委員会事務局)

13. 児童いきいき放課後事業が子どもたちにとって、安全で安心な居場所となるよう内容等の充実を図ること。
14. 子どもの家事業等児童の健全育成事業の充実を図るとともに、児童いきいき放課後事業との連携を強化すること。また、障害のある児童の利用にも配慮すること。
15. 障害のある中学生が、放課後等において地域での活動に参加できるよう、ノーマライゼーションの理念に沿った対策を講じること。

(教育委員会事務局、健康福祉局)

16. 児童福祉法の改正を踏まえ、すべての子育て家庭に対する支援を図る観点から、こども相談センター、各区の子育て支援室(家庭児童相談室)、子育ていろいろ相談センター、保育所における児童相談機能と相談体制の

強化を図ること。また、児童虐待について、児童虐待防止法及び児童福祉法の改正に基づき、こども相談センターを中心とした関係機関の機能の充実や虐待防止地域ネットワークの充実を図るとともに、虐待通報から48時間以内の安全確認など即応できる体制を強化すること。さらに、一時保護のための施設を拡充整備すること。

17. ひとり親家庭に対する資金の貸付、就労支援、住宅確保など自立支援に向けた施策を積極的に推進すること。

18. 地域の青少年が、安全に健やかに育つための環境整備に積極的に取り組むとともに、地域において世代間の交流を促進し、心豊かな青少年の育成を図ること。そのため、次の項目に取り組むこと。

(1) 阿倍野青年センター・中央青年センターを青少年文化創造ステーションに機能統合することについては、効率化だけをねらいとするのではなく、市民・利用者の理解を十分に得ること。特に、阿倍野青年センターについては、多様な世代が交流し活動している実態を尊重して、地域の拠点として位置づけること。

(2) 青少年団体等への助成策を強化すること。また、青少年指導員の地域活動や子ども会活動を一層強化するため、活動費を充実するとともに、子ども会活動の拠点施設を各区に設置すること。

19. 青少年や児童育成施策を推進し、青少年・児童の健全育成を図ること。また、不登校・ひきこもり・ニートなどの課題を抱えた青少年などへの施策を講じること。

20. 青少年の健全育成に資する野外活動の充実と効率的な施設の管理に努めること。

文化、観光、スポーツ、公園など（ゆとりとみどり振興局関係）

1. 芸術・文化の振興を図り、市民が生活の中で芸術・文化を楽しめるまち

- づくりを進めるために、「芸術文化振興条例」に則った芸術・文化の振興を図ること。
2. 新しい感性に満ちた文化都市づくりをめざし、既存施設等や歴史的・文化的魅力を活用して市民と芸術の近接を図るとともに、優れた人材が育つ環境を整え、文化の発信機能を高めること。
 3. 市民文化の振興を図るため、大阪の豊かな文化資源を生かした施策の推進に努めるとともに、地域において音楽、演劇、文学などの活動拠点間の連携を強化し、効果的な文化事業の展開を図ること。
 4. 文楽等の伝統芸能の普及・振興を図るとともに、伝統芸能をはじめ身近な地域の資源を活用した観光メニューづくりを行うなど、市民・ビジターへの鑑賞の機会を提供する場の創出に努めること。
 5. 公園や公共スペースを青少年の音楽活動などの練習場や発表の場として開放するなど、青少年の活動を支援すること。
 6. 市役所シティホールでは、通年的なイベントの開催やカフェ等の設置など、文化発信の一拠点として、市民利用の促進を図ること。また、迎賓館・大型スポーツ施設など本市関連施設を多様な芸術文化活動展開のために活用すること。（総務局）
 7. 美術館や大阪歴史博物館などと学校の連携を密にし、学校教育への活用を図るとともに、博物館施設の連携強化を図るため、博物館施設の管理の一元化に向けた取り組みを進めること。
 8. 大阪の元気アップを担うリーディングエリアである中之島地区に、市民協働のもと近代美術館の整備に向けた取り組みを進めること。
 9. 美術館等の開館時間の延長を図るなど、社会教育施設の活性化を推進すること。
 10. 花と緑・光と水を生かしたまちづくりに努め、水辺のにぎわい創出に取り組むこと。特に、中之島公園においては、水辺の文化都心の核ともなり、水都大阪のシンボルにふさわしい公園として市民協働で活用を図ること。

11. もと市立博物館の活用を検討し、大阪城エリアの魅力向上に向けた取り組みを推進すること。
12. 大阪城－難波宮エリアにおいて歴史的魅力を生かした公園整備を図り、大阪歴史博物館などの周辺施設とのネットワークを強化して、周遊性の向上を図ること。
13. 歴史的・文化的遺産や特色ある集客施設、食など多彩な観光資源を活用し、大阪ならではの「人」の魅力を生かした「コミュニティ・ツーリズム」の推進に、市民協働のもと積極的に取り組むこと。また、市長がトップセールスを行うなど情報発信に努めること。
14. ビジターが必要とする情報をインターネットや携帯端末を通じて発信するとともに、国や他の自治体及び国内外のマスメディアなどと連携し、現地のニーズに応じた大阪の魅力発信に努めること。
15. 子どもから高齢者まで幅広く市民が手軽にスポーツを楽しむことができるよう、地域住民が主体的に運営する「総合型地域スポーツクラブ」の育成を図ること。
16. 国際競技大会を招致・開催し、市民に一流のスポーツと触れ合う機会を提供すること。また、健康と体力づくりのため、野球場・運動場などの夜間照明設備を設置する等、各スポーツ施設の充実を図ること。なお、子どもから高齢者まで幅広く市民が利用できるよう施設の改善を図ること。
17. スポーツ広場・多目的広場、ジョギングコースを各区に増設していくこと。また、少年硬式野球場を増設すること。
18. 安全・快適で緑豊かな生活環境を確保し、地球環境問題の解決のため、国の緑の政策大綱や環境基本計画、また「大阪市緑の基本計画」に基づき、都市公園整備等を計画的に進めるとともに、緑の保全と創出を図ること。
19. レクリエーションを楽しむ大公園の整備
 - (1) 花の万博の基本理念を継承した鶴見緑地の整備を早期に図ること。
 - (2) 動物園の生態展示手法による整備を進めるとともに、天王寺動植物公

園全体の整備を図ること。

- (3) 大和川公園の整備を図るとともに、国営淀川河川公園の整備を促進するよう国へ働きかけること。

20. 市民に身近な公園の整備

- (1) みんなのわくわく公園づくりを進め、市民協働の公園整備を促進すること。
- (2) 市民に身近な街区公園等の整備に努めること。
- (3) 既設公園の再生・活性化のための総合的な改修を進め、施設の安全性の一層の向上を図るとともに、安全安心の公園づくりを推進すること。
- (4) 市民協働による公園の維持管理の強化を図るため、公園愛護会制度を活用すること。

21. 公共空間・民有地緑化の推進

- (1) 公共施設の屋上緑化や壁面緑化の推進等により、ヒートアイランド対策への関心を高め、民間建築物の屋上緑化や壁面緑化を促進すること。
- (2) 市民協働による花苗づくりから花飾りまでを行う「種から育てる地域の花づくり」事業を促進し、花と緑あふれるまちづくりを推進すること。

経済振興、中小企業支援、卸・商店街・小売市場など（経済局関係）

1. 分権時代にふさわしい総合的な産業政策を確立し、中小企業の振興や大阪産業の活性化を図ること。
2. 大阪経済の再生と雇用拡大の原動力となる中小企業の経営革新など既存産業の競争力強化や創業の促進、大阪経済を担う新たな産業・成長産業の育成・振興、本社機能の回帰に取り組み、経済活性化を図ること。

（政策企画室）

3. 平成20年に急速に冷え込んだ景気は現状下げ止まりつつあるものの、回復力は弱く、なお厳しい状況にある。そのため、経営基盤が脆弱で景気の

波の影響を受けやすい中小企業の資金調達の円滑化を積極的に支援すること。また、地域金融機関との連携強化、経営相談と一体となった融資の展開を図ること。さらに、中小企業融資を支える信用補完制度を強化すること。

4. 消費動向の多様化や流通構造の変化などにより、厳しい経営環境にある商店街、小売市場や中小卸売業に対して、新たな取り組みへのチャレンジを応援するなど、ソフト面での支援策の充実など活性化対策を推進し、中小商業の振興を図ること。
5. 中小企業における先端技術の導入や技術力向上を促進するため、地方独立行政法人化した工業研究所が企業ニーズを的確に把握し、企画開発から製品化までを一体的に支援するとともに、将来の市場での活用が期待できる技術シーズを創出すること。また、工業研究所や大阪産業創造館、大学等研究機関及び中小企業との交流を促進し、中小企業のニーズに応じた産学官連携事業の推進に取り組むなど、ものづくり産業の振興に向けた施策の充実を図ること。
6. インテックス大阪については、ベイエリアの活性化における取り組みを十分に踏まえ、より効率的・効果的な運用をめざし、そのあり方について検討すること。
7. 中小企業が海外展開していくため、海外ニーズに見合った「売れる製品」の開発や海外における販路拡大ができるよう、海外見本市等を活用した商談サポートを行うとともに、海外の市場動向やニーズを在阪企業へ情報提供するなど国際ビジネス活動支援の強化を図ること。
8. 次代の大阪産業を担う人と企業づくりの拠点となる大阪産業創造館を中心として、雇用拡大や雇用創出につながる中小企業のビジネスチャンス拡大に向けて、中小企業や起業家等に対する総合的な支援事業の展開を図ること。とりわけ、次の項目について取り組むこと。
 - (1) 創業予定者に対するコンサルティングをはじめ、総合的な創業支援

策を実施すること。また、女性の起業支援策を充実するとともに、地域ニーズに対応した創業につながるコミュニティビジネスへの支援に取り組むこと。（市民局）

(2) 販路拡大や事業提携につながる多様なマッチングや交流事業を推進するとともに、目的別のセミナーやワークショップによる人材育成など、中小企業の経営力強化のための支援に取り組むこと。

9. 創業期の企業の育成支援を図るため「ビジネスインキュベータ」事業に取り組むこと。

10. 産業構造の変化に対応し、新たな雇用創出につなげるため、大阪に基盤があり、今後成長が期待される産業分野として、「ロボットテクノロジー」「健康・予防医療」「IT関連」の産業の重点的な育成に努めること。（計画調整局）

11. 企業の競争力強化と地域産業の活性化に向けて、特許など知的財産の活用を促進する支援策の強化に取り組むこと。

12. 中小企業の人材育成、人材確保を支援するため、大阪テクノマスターを一層活用するなど若年層等の育成・定着の支援の充実や中小企業従業員の福利厚生事業を推進すること。

13. 新たな農地制度、安定的な農業経営の確立に向けた支援を行うとともに、都市の緑地空間の確保と都市型農業の振興に努めること。

14. A T Cについては、一層の経営改善を図ること。（市政改革室）

15. 中央卸売市場については、さらなる経営改善を図り効率的な市場運営に努めるなど、経営健全化計画に基づき、これを着実に実施すること。また、市場の活性化策に鋭意取り組むこと。

東部市場については、適切な工事監理を行うなど施設整備経費の縮減に引き続き努めること。

医療、保健・衛生、セーフティネットなど（健康福祉局関係）

1. 市民が安心して暮らしていけるよう、救急医療をはじめとする医療提供体制の充実を図ること。とりわけ、次の項目について努力すること。
 - (1) 南港地区において、総合的医療施設の早期建設整備を図ること。

（港湾局）
 - (2) 救急患者の搬送先確保が困難となる事例が生じることがないように、初期・二次・三次の救急医療体制を確立するとともに、公・私立救急病院の充実拡大を図ること。
 - (3) 休日急病診療所を増設するとともに、小児救急、産科救急など特定診療科目の全日診療の拡大を図り、歯科救急診療を含めた夜間休日診療体制の充実整備を図ること。
 - (4) 精神科救急医療体制の一層の充実を図ること。
 - (5) 医師・看護師等の医療従事者の安定的な人材確保を図ること。
2. 区における高齢者、障害者、児童・母子等対象者ごとに市民ニーズに対応した保健・福祉の総合的・効果的なサービス提供体制の構築を図ること。
3. 「すこやか大阪21」を着実に推進すること。
4. 平成20年3月に策定された「大阪市食育推進計画」に基づき、乳幼児期から高齢期の各世代に応じた食育の推進を図ること。
5. 健康増進法に基づく各種保健事業の実施体制の整備充実を図ること。
6. マンモグラフィなどによる乳がん検診の実施体制の整備を推進するとともに、がん対策基本法の趣旨を踏まえ、がん検診の一層の充実強化を図ること。また、アトピー対策を強化すること。
7. 本市における結核事情を改善するため、実態把握と要因分析を踏まえ、地域の実情に応じたきめ細かな結核対策を実施すること。また、DOTS事業のさらなる充実と、市民や医療関係者への啓発に努めること。
8. 現在発生している新型インフルエンザ対策をはじめ、今後の発生が危惧されている鳥インフルエンザ、ウエストナイル熱等の新興・再興感染症や、

- エイズ、O157などに対応し得る総合的感染症対策を推進すること。
9. 「大阪市食品衛生監視指導計画」に基づき、効果的かつ効率的な監視指導により、大規模食中毒事件などの未然防止に努めるとともに、発生時に迅速に対応するため、食品衛生面における危機管理体制の充実を図ること。
 10. 輸入食品等の安全を確保するため、国に対して対策の強化を要望するとともに、検査の充実強化を図り、市民への情報提供に努めること。
 11. ビル・マンション等の飲料水の安全確保のため、衛生対策の充実を図ること。（水道局）
 12. 家庭風呂の普及などにより経営が悪化している公衆浴場に対し、助成措置を拡充するなど、その経営健全化を図り、市民の公衆衛生の維持向上に努めること。また、公衆浴場を活用して、高齢者・障害者への入浴サービス事業を推進すること。（建設局、水道局）
 13. ねこ等ペットにかかわる問題について、大阪府の「動物愛護管理推進計画」を踏まえ、大阪市においても実効性ある施策を推進すること。
 14. バイオテクノロジーの研究開発を促進すること。
 15. 敬老優待乗車証の支給及び上下水道料金福祉措置については、十分に検証し、引き続き実施すること。
 16. 福祉サービス利用者を保護するため、苦情解決事業や日常生活自立支援事業等の施策の充実を図ること。（こども青少年局）
 17. 「大阪市地域福祉計画」に基づき策定された各区のアクションプランを推進し、市民協働による地域福祉を推進すること。
 18. すべての市民を対象とした地域支援システムの充実に努めること。
 19. 福祉ボランティア活動に対し支援策を講じること。
 20. 緊急援護資金制度の運用充実を図ること。
 21. 生活保護制度については、法の目的に沿った受給世帯の自立支援策を強化するとともに、制度が創設から半世紀を経過し制度疲労を起こしている状況や、生活保護受給者が急増している状況に鑑み、抜本的な制度改革を

国に対して働きかけること。

22. あいりん地域の日雇労働者の労働条件改善、生活向上のための施策拡充に努めること。また、高齢者や障害者、病弱者など職を得られない労働者のための福祉施策の充実を図ること。とりわけ、あいりん高齢日雇労働者にとって必要な事業となっている、いわゆる特別清掃事業を継続実施すること。さらに、抜本的施策の確立を国に働きかけること。
23. 今日、なお多数のホームレスが存在し、今後の経済状況の見通しに不確定な要素が多いことから、ネットカフェや個室ビデオ店に定住する方々も含めた相談機能の充実を図り、個々の状況に応じた就労・福祉・医療支援に取り組むこと。また、就労支援にあたっては、経済団体・労働団体等の関係団体と連携を図るとともに、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（H14.8.7施行）」が十年間の時限立法であることに鑑み、国に対し実効性のある新たな制度と事業の創出を強く働きかけること。
24. 国民健康保険事業の運営が長期的に安定するよう、医療保険制度の抜本的な改善と国の負担分を地方に転嫁させないよう国に強く要請するとともに、限度にきている市民の保険料負担を軽減するため、具体的対策を講じること。また、健全な運営と被保険者間の負担の公平を図るために、保険料の収納率の向上に努めること。
25. 「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」に従い、その積極的な推進を図ること。また、民間施設の整備促進を図ること。（計画調整局）
26. 障害福祉サービスについては、国において検討が進められている「障がい者総合福祉法（仮称）」を踏まえて、制度の谷間がなく利用できるものとし、利用者負担は応益負担から応能負担に改め、障害者が当たり前地域で暮らし地域の一員としてともに生活できる施策の充実を努めること。
27. 平成20年3月に策定された「大阪市障害者支援計画・後期計画」に基づき障害者施策を推進すること。また、次の項目について努力すること。
 - (1) 障害者及び難病患者に対するサービスの提供基盤を確保し、福祉施

策を推進すること。

- (2) 障害者の自立に向けて就業支援施策の充実を図り、就業の機会拡大に努力するとともに、本市においてもさらに採用の拡大を図ること。

(総務局)

- (3) 障害者の地域における自立生活の推進及び地域生活への移行促進のため、グループホーム・ケアホームの設置促進を図るとともに、市営住宅のグループホーム・ケアホームへの活用に一層努めること。

(都市整備局)

- (4) 障害者が民間住宅に円滑に入居できるような支援策を拡充すること。

(都市整備局)

- (5) 障害者の社会活動を支援するため、タクシー乗車料金の給付制度など移動手段を確保するための必要な施策を講じること。

- (6) 障害者スポーツの振興を図り、社会参加を一層促進すること。

- (7) 障害者小規模作業所については、現行の障害者自立支援法に基づく事業体系への円滑な移行を促進するとともに、移行になじまない作業所に対しては、引き続き必要な支援を継続すること。

- (8) 障害者施策のなかでも、まだまだ取り組みが遅れている精神障害者施策を一層推進すること。

28. 毎年約3万人もの人命が自殺により失われている実態を踏まえ、大阪市自殺対策基本指針に基づき、啓発・相談事業などの予防対策の充実、自死遺族等への支援などの充実を図ること。

29. 各種難病に対する原因の解明、治療方法を確立するため、患者とその家族に対し、日常生活支援及び就労環境整備のための諸施策を実施すること。

30. 高齢者施策の総合的な計画である「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、保健、福祉施策の充実を図るとともに、保健・医療・福祉サービスの一体化を図ること。また、介護保険事業については、健全な運営と被保険者間の負担の公平、業務の円滑な推進を図ること。と

りわけ、次の項目について努力すること。

- (1) 福祉人材の確保と社会福祉に関する各種の情報を総合的に提供するとともに、高齢者に関する多様な相談ニーズなどに対応する「社会福祉研修・情報センター」の充実を図ること。
- (2) 特別養護老人ホームの増設並びに老人保健施設のほか、老人福祉施設の整備を促進すること。とりわけ、認知症高齢者グループホームの利用者定員の拡充と、特別養護老人ホームの利用待機者の解消を図ること。また、地域での生活を支えるため、小規模多機能型居宅介護拠点の整備を進めること。さらに、介護療養型医療施設については、国の動向を見据え、必要なベッド数を確保すること。
- (3) 在宅福祉にかかる総合地域支援体制の充実を図ること。
- (4) 現下の厳しい社会経済状況に鑑み、介護保険料の負担を抑えること。
- (5) 介護保険の対象とならない在宅福祉サービスの一層の充実を図ること。
- (6) 高齢者が住みやすい住居の確保とリフォームなど住宅改造を進めること。また、住宅改造のための研究と普及を図ること。（都市整備局）
- (7) 緊急通報システムの充実を図ること。
- (8) 介護保険の要介護認定で自立認定された高齢者に対する介護予防事業の充実を図ること。
- (9) 介護保険法の理念に基づき、サービス受給者の選択権を確保すること。また、利用者に対し事業者の情報を積極的に公開すること。
- (10) 十分な市民協働と情報公開を図りながら、介護保険事業計画の進捗管理を行うこと。
- (11) 区役所や区在宅サービスセンターなど、サービス供給現場における決定権限を強化すること。（市民局）
- (12) 介護保険サービスの質を確保するため、事業者に対して適切な指導を行うなどチェック体制を強化すること。
- (13) 介護保険サービスの基盤整備にあたっては、介護保険制度のみに頼

ることなく総量拡大に努めること。

(14) 介護予防のマネジメント及び総合相談等を行う地域包括支援センターについて、より身近で利用しやすい体制の充実を図ること。

(15) 単身高齢者や認知症高齢者等が住みなれた地域で、可能な限り住み続けられるよう、身近なところで介護保険サービスを受けられる地域密着型サービスの充実を図ること。

31. 民間社会福祉施設職員の給与及び待遇改善のための助成を強化すること。

(こども青少年局)

32. 高齢者・障害者のスポーツ施設や各種施設利用にあたっての減免措置をはじめ、利用しやすいよう充実すること。

33. 高齢社会に対応するため、弘済院の再編整備については、本市における認知症施策に活かす視点にたって推進すること。

廃棄物処理対策、環境対策など（環境局関係）

1. 「持続可能な循環型社会」の構築に向けて、ごみ減量・リサイクルを積極的に推進すること。

とりわけ、「環境先進都市大阪」の実現に向けて、平松ビジョンに掲げる「ごみ減量」について、喫緊の課題として取り組むこと。

(1) 市民・事業者等と連携・協働して、ごみの発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）・再生利用（リサイクル）をより一層積極的に推進すること。

(2) 市内で発生する一般廃棄物の6割を占める事業系ごみの減量化・資源化を推進するとともに、排出事業者の理解を深めるためより一層の周知・啓発に取り組むこと。

(3) 家庭系ごみについて、各戸収集を継続するとともに、ふれあい収集の充実を図ること。

- (4) 家庭系ごみについて、分別収集の一層の推進に努めること。
 - (5) 許可業者が収集するアパート・マンション等のごみの分別収集の促進を図ること。
 - (6) 中高層住宅のごみ収集対策をさらに強化すること。
 - (7) 家電リサイクル法の対象品目の普及啓発や、家電不法投棄対策の充実に努めること。
 - (8) 不法投棄が増加することのないよう、防止対策の強化に努めること。
2. ごみ減量・リサイクルを行ったうえで、なお排出される廃棄物については、環境負荷の低減を図りつつ、適正に処理を行うこと。
- また、長期的・安定的な処理体制及び最終処分場の確保に努めること。
- (1) ごみ焼却工場の整備・配置計画を検討するにあたっては、今後のごみ減量施策を十分に踏まえたうえで検討すること。
- なお、最低限必要となる老朽化工場の建て替えにあたっては、周辺住民の十分な理解を得るとともに、環境保全や大気汚染等公害防止に配慮すること。
- (2) 大阪湾圏域広域処理場整備事業（フェニックス計画）の実施にあたっては、埋立処分場及び積み出し基地周辺地域の環境保全の見地から、受け入れ廃棄物のチェック、輸送に伴う交通・沿道対策及び海域の保全に関する監視・指導について、事業主体である大阪湾広域臨海環境整備センターに強く働きかけること。
 - (3) 廃棄物処理にかかるダイオキシン類対策の推進を図ること。
 - (4) PCB廃棄物の早期適正処理の推進に努めること。
3. 市民の快適な生活環境を確保し、「国際都市」にふさわしいまちづくりを進めるため、市民・事業者等と連携してごみのない美しいまちづくりに努めること。
- (1) 市民・事業者等と連携して、まちの美化、街路の美化を推進すること。（建設局）

- (2) タバコのポイ捨て等を防ぎ、まちをきれいにするため、路上喫煙対策をより一層推進すること。
 - (3) 府の管理河川の水面清掃にあたっては、府に相応の負担を求めること。
 - (4) 環境衛生の向上のため、公衆トイレについては障害者用トイレも含めて早期に改築及び増築を図るとともに、維持管理を充実すること。
4. 低炭素社会の構築に向けて、地球温暖化対策やヒートアイランド対策を積極的に推進すること。
- (1) 「大阪市地球温暖化対策地域推進計画」に基づき、「なにわエコ会議」の運営支援を行うとともに、新エネルギー・省エネルギー技術の普及など、市民・事業者等と協働して実効ある取り組みを推進すること。
 - (2) 「大阪市ヒートアイランド対策推進計画」に基づき、建物の屋上・壁面緑化や「風の道」づくりなど、市民・事業者等と協働して効果的な施策を推進すること。
5. 環境基本条例の基本理念である良好な都市環境を確保するため、第Ⅱ期「大阪市環境基本計画」に基づき効果的な施策を推進すること。
6. 大気汚染防止対策、悪臭防止対策、水質汚濁防止対策、航空機騒音対策及び主要幹線道路における自動車騒音対策の強化・推進に努めること。
7. すべての公害追放のために、さらに積極的な施策を樹立するとともに、公害監視システム等公害防止・監視施策を充実・促進すること。とりわけ、大気汚染については国の環境基準にとらわれることなく、防止策を推進すること。さらに、平成21年9月9日に環境基準の告示があった微小粒子状物質（PM2.5）について、国の動向を踏まえた対策を検討すること。
- また、平成19年2月に策定された自動車交通環境計画の実効ある推進を図り、電気自動車・天然ガス自動車・ハイブリッド自動車等のエコカ

一（低公害・低燃費車）の普及を促進し、本市使用車両にその導入を図ること。

8. 高速道路等における公害防止のため、日照問題・騒音・振動・低周波音などについての対策及び救済措置をさらに進め、自動車総量規制や排気ガス規制強化など積極的な施策を促進すること。また、今後の高速道路の建設計画については、住民の意思を尊重するとともに、環境影響評価や緑地スペースの拡大、覆蓋など十分な施策を講じること。

（計画調整局、建設局）

9. 市民の不安を解消するため、アスベスト対策を推進すること。

（計画調整局、関係各局）

10. 土壌汚染問題について、実効ある取り組みを推進すること。

11. 「ダイオキシン類対策特別措置法」の遵守・徹底を図り、ダイオキシン類対策を一層推進すること。（健康福祉局）

12. 生活騒音やカラオケなど近隣騒音対策の強化・推進を図ること。

13. 公害発生源工場の環境保全設備の整備・促進などを進め、地域の環境保全を推進すること。

14. カーエアコンからのフロン類の回収等が促進されるよう必要な措置を講じること。

15. 地球環境問題に対処するため、UNEP国際環境技術センターの支援を積極的に推進すること。

16. 環境保全への市民の理解と協力を求めるため、拠点施設となる環境学習センター（生き生き地球館）等を中心に環境教育を一層推進すること。

17. 環境影響評価条例に基づき、環境アセスメントの積極的な推進に努めること。

市民病院事業など（病院局関係）

1. 市民病院においては、地域の公的医療機関としての機能充実に努めるとともに、小児救急、精神医療などの政策的医療の充実を図ること。
2. 市民病院が果たすべき医療機能を良質な環境や体制で市民に提供していくために、持続的な運営が可能となる経営基盤の確立に向け、医師など医療職の人材確保の取り組みや、経営健全化を推進すること。

都市計画、事業調整、交通政策、建築指導など（計画調整局関係）

1. 大阪圏の再生を図るため、国際集客都市大阪の顔である御堂筋の活性化、水の都大阪の再生及び大阪駅北地区周辺など「都市再生緊急整備地域」でのまちづくりの推進に努めるとともに、国が進めている「構造改革特区」の活用を図りながら、効果的な施策・事業に取り組むこと。あわせて、大阪ひいては関西の活性化に向けて、地域主導型の新たな経済特区制度の創設について取り組むこと。

大阪駅北地区の開発については、関西経済の活性化を担う重要なプロジェクトであり、新しい産業や雇用を創出するナレッジ・キャピタルの形成など、先行開発地区における民間開発の円滑な進捗を図ること。また、全体開発の実現に向けて、2期開発ビジョンの方向性を示すとともにJR東海道線支線の地下化、道路等の基盤整備の具体化に取り組むこと。

さらに、内外からの企業誘致、大学誘致、投資の呼び込みを進めるとともに、シティプロモーションを積極的に展開すること。（政策企画室）

2. 大阪府が進める大手前地区のまちづくりについては、地域の活性化や賑わいづくりに寄与するものとするよう、大阪府に働きかけること。
3. 関西国際空港については、国際拠点空港としての機能を十分に発揮できるよう、また、貨物施設の整備など残された2期事業の推進が図られる

よう、国に働きかけること。

4. リニア中央新幹線の早期全線整備（東京都・大阪市間）に向け、国やJR東海などの関係先に働きかけること。
5. 上海万博へ出展し、大阪の都市魅力や技術力を中国をはじめ世界へアピールすること。
6. 景観法の効果的活用により魅力ある景観形成を推進すること。また、主要街路沿道の建築美観誘導を積極的に推進すること。
7. 土地の流動化を促進するため、地価動向等を的確に把握し、これらを積極的に市民に提供すること。
8. 地域の土地利用の動向を踏まえて、用途地域の変更などにより適切な建築物の規制誘導を図り、市街地環境の向上に努めること。
9. 国道43号における沿道環境の改善に向けて対策を講じること。

（環境局）

10. 新しい価値を生み出す科学技術の振興と大学等との連携を推進すること。
11. 公共工事のすべてのプロセスを見直す総合的なコスト構造改善を推進すること。（関係各局）
12. 社会資本や都市基盤の整備にあたって、民間の資金やノウハウの活用について検討すること。
13. 土地区画整理事業等の基幹的な事業の実施にあわせ、美しいまちなみの形成と個性豊かなまちづくりを推進するため、都市再生総合整備事業等において所要の予算措置を講じること。（都市整備局）
14. 高度情報通信社会に対応するため、情報通信基盤の整備促進を図るとともに、さまざまな分野で情報通信技術（IT）を活用して市民生活の向上を図ること。
15. 公共輸送を優先した総合的な交通体系の確立を図るとともに、地域における持続可能な移動手段について検討すること。（交通局）

16. 大阪市内への流入車両の総量抑制に向けた総合的対策を確立すること。
また、マイカーの市内乗り入れ規制策として、パークアンドライドシステムを実現すること。
17. 市民や企業に協力を求め、ノーマイカーデーの促進など、広報・啓発活動を進めること。
18. 路上駐車問題に対処するため、「迷惑駐車の防止に関する条例」に基づく広報・啓発・指導活動を徹底するとともに、自動二輪車を含めた駐車実態を踏まえ、未利用地なども活用した効果的な駐車対策を推進すること。（市民局、建設局）
19. 鉄軌道建設にあたっては、本市負担のあり方について検討するとともに、助成制度の全般にわたる拡充強化に努めること。
20. 事業実施中のおおさか東線の早期全線整備に向け取り組むこと。
21. 少子・高齢社会を迎え、バリアフリーやユニバーサルデザインのまちづくりを行うため、総合的な施策の推進を図ること。
22. 大規模ターミナルをはじめ、駅周辺での基本構想に基づく一体的な交通バリアフリー化事業の推進を図ること。
23. 快適で環境にやさしい建築物を誘導する評価制度を推進すること。
24. 建築物の構造等の安全性を確保するため、中間検査・完了検査の徹底を図るとともに、市民の不安を解消するため、市民からの相談窓口を充実すること。
25. 都心部でのにぎわい空間を有する建築物に対する容積ボーナス制度を推進すること。
26. 市民協働のまちづくりを推進するため、事業の計画段階から積極的に市民参加を図るなど「まちづくり支援システム」の拡充に努めること。
27. 建築物の耐震性向上の促進に努めるとともに、都市基盤施設等の耐震化を図り、震災に強い都市構造をめざすこと。（都市整備局）
28. 民間マンション建設に際しては、都市空間の確保を義務化し、周辺既

存住宅との生活環境保全に努めさせること。また、すべてのワンルームマンションやファミリータイプマンションへの建築指導の強化や推進により、建設に伴う駐輪対策・市民意識の醸成・地域コミュニティの加入促進など、総合的な対策を図ること。（市民局、建設局）

29. JR大阪臨港線の跡地活用は、潤いと豊かな緑あふれる遊歩道や緑道など、市民の健康と憩いの場となるよう検討すること。

30. JR阪和貨物線については、平成21年3月末で廃線されたところであり、JR西日本と協議を行い、早期に市民にとって有効な用地の活用を図ること。

住宅政策、市営住宅、再開発・区画整理など（都市整備局関係）

1. 災害に強いまちづくりを進めるため、老朽住宅密集市街地の総合的な整備を推進するとともに、民間老朽住宅の建て替えを促進するための制度を推進すること。また、まちかど広場や防災コミュニティ道路、狭あい道路の整備を促進すること。

2. 大規模な地震に備え、建築物の耐震性向上を促進すること。特に、耐震診断は耐震化の契機となるものであり、補助制度の促進を図るとともに、効果的な普及啓発に努めること。

3. 本市関連公共施設的设计施工にあたっては、ノーマライゼーション社会の実現に向けてバリアフリー化を図ること。また、既存施設の改良を行うこと。

4. 真に住宅に困窮する世帯をはじめ、新婚・子育て世帯など市民の多様なニーズに対応するとともに、地域のコミュニティの再生やまちづくりへの貢献を図るため、市民の共有財産である市営住宅ストックを有効に活用するとともに、その効果を十分検証すること。

5. 市営住宅管理や維持・補修の適切な推進に努めること。また、市営す

- まいりんぐ・特定賃貸住宅の入居促進を図ること。
6. 市営住宅の附帯駐車場の適正な管理運営に努めること。また、駐輪場及び駐車場の一層の確保を図ること。
 7. 高齢社会に対応するため、市営住宅全体について高齢者の生活に配慮した設計を行うとともに、福祉目的住宅（高齢者、障害者、母子、父子、ケア付住宅）、親子近居住宅の募集戸数を確保すること。また、既存住宅についても高齢者等に配慮した整備を進めるとともに、障害者向け住宅の整備と供給促進に努めること。さらに、民間による高齢者向け賃貸住宅の供給促進に努めること。（健康福祉局）
 8. 独居高齢者や障害者・外国籍住民の転・入居支援や保証人制度などへの対応を図ること。（市民局、健康福祉局）
 9. 「住まい情報センター」での市民に対する総合的な住情報の提供・相談サービスの充実を図ること。
 10. 分譲マンションの適切な維持・管理を促進するとともに、円滑な建て替えを支援すること。
 11. 子育てへの支援や環境に配慮したマンションの建設を誘導するなど、良質な民間住宅の供給を促進すること。
 12. 市民ニーズに対応した多様な住宅供給を図るため、民間分譲住宅の購入資金融資利子補給制度や空きオフィスの住宅転用支援事業を推進すること。
 13. 子育て層のニーズに応じた住宅施策を推進すること。
 14. 市民との協働による魅力あるまちづくりを進めていくため、地域の魅力と特性を生かした「HOPEゾーン事業」について、十分な市民参画を図りながら全市的な展開を図ること。
 15. 密集市街地や周辺地域などにおける整備のために、再開発及び区画整理事業を推進し、安全で健全なまちづくりを積極的に進めること。

（計画調整局、港湾局）

16. 阿倍野再開発事業の早期終結に向け、将来の収支不足額の減少に努めながら、確実な事業推進に努めること。
17. 市設建築物の整備にあたっては、全市的な視点に立ち、複合化・一元化や空きスペースの活用など効率的に進めるとともに、適切な保全や耐震化、省エネルギー化等に取り組むなど、市設建築物の総合的な有効活用を図るファシリティマネジメントを推進すること。

消防、防災など（消防局関係）

1. 消防対策を強化し、高度情報化を図るため情報伝達機能の充実をはじめとする機器の高性能化を推進すること。
2. テロや新型感染症など多様な災害に対応する装備・資器材の充実強化を図ること。
3. 大規模災害に対応するため、通信体制も含めた広域的な応援体制及び受援体制の充実強化を図ること。
4. 雑居ビル等の複合用途防火対象物の実態把握や特別査察隊をはじめとした査察体制により、消防法令違反対象物の是正指導の徹底を期すること。
5. 各家庭に対し、住宅用火災警報器の設置促進を図るなど住宅火災による被害の軽減を図ること。
6. 廃棄消火器の適正処理について推進すること。
7. 災害現場での職員の安全確保を図るため、関係機関との緊密な連携を一層強化すること。
8. 防災活動拠点である消防署・出張所の耐震化を推進すること。
9. 「市民防災研修アクションプラン」に基づき、市民の年齢層に応じたさまざまな研修や訓練の体系的な実施を図ること。（危機管理室）
10. 地下街、高層建築物等の防災対策の徹底を期すること。
11. 救急救命士の処置拡大に伴う教育体制の整備など、救命救急業務の充実

強化に努めるとともに、応急手当普及啓発の推進を図ること。また、救急相談業務の一層の充実に努めること。

12. 職員の執務環境等の整備改善を図ること。

街路、道路・橋梁、河川、下水道など（建設局関係）

1. 「『元気な大阪』をめざす政策推進ビジョン」に掲げられている「街頭犯罪ワースト1の返上」をめざし、安心して暮らせるまちづくりを進めるため、街頭犯罪発生件数減少に向け、地下道・高架下及び立体式駐輪場における防犯ベルや防犯カメラの設置など、犯罪抑止対策を推進すること。
2. 駅前自転車駐車場の整備拡充を進めるとともに、自転車利用者への啓発等ソフト面を含めた放置自転車対策をさらに促進すること。さらに「『元気な大阪』をめざす政策推進ビジョン」に掲げられている「放置自転車ワースト1の返上」をめざし、モデル地区として取り組む中心市街地における放置自転車対策を早急に進めること。また、放置自転車啓発指導員（サイクルサポーター）の配置を継続すること。
3. 放棄自動車対策を強化すること。
4. 交通安全対策として、歩道整備、あんしん歩行エリアの整備、事故危険箇所対策や、私道を含む道路照明灯の整備を促進するとともに、歩道橋の耐震対策や撤去などに努めること。また、歩道の段差・勾配の改良、視覚障害者誘導用ブロックの拡充など、バリアフリー化への対応を推進すること。
5. 歩道や道路の違反看板や通行を妨げる障害物については、その撤去や設置者責任の追及など取り締まりを強化するとともに、市民・市民活動団体・事業者と協働した啓発活動に取り組むなど、その対策をより一層強化すること。

6. 周辺地域の道路整備の促進を図ること。また、わだち掘れ補修や低騒音舗装をはじめ道路から発生する騒音・振動対策を行うとともに、道路・橋梁などにおいて歴史や景観に配慮した整備を進めること。さらに、都市環境の向上を図るため、保水性舗装の実施に努めること。
7. 地域の特性に配慮した魅力的な都市景観づくりを進めるとともに、歩行者専用道、自転車道及びコミュニティ道路（ゆずり葉の道）を含め、緑化道路の整備建設を促進すること。
8. 御堂筋について、国から本市への早期かつ円滑な移管の実現に努めること。また、緩速車線など道路空間のあり方について、歩行者の安全、自動車の円滑な交通を確保することにより、地域の賑わいや活力を損なわないよう、国との調整に努めること。
9. 交通渋滞を緩和し、円滑な交通を確保するため、都市計画道路の整備及び鉄道や道路との立体交差を促進するとともに、整備効果の高い阪神高速道路の渡り線の実現に努めること。また、その早期完成に必要な事業費を確保するための特段の財政措置を講じること。さらに、長期未着手道路については、地域の実情を踏まえ建築制限の緩和の拡大に努めるとともに、その必要性等の見直しを積極的に進めること。（計画調整局）
10. 阪神高速大阪泉北線の廃止に伴う天王寺大和川線の整備を促進すること。なお、整備にあたっては、地域と連携しながら、緑豊かで地域に親しまれる道路となるよう進めること。
11. 電線類の地中化及び共同溝の整備を進めること。
12. 橋梁等都市施設の耐震性の強化を図ること。
13. 道路、橋梁、河川施設の適時・適切な維持管理を図ること。また、本市東部をはじめとする地域の浸水対策として、城北川の河川改修などをさらに積極的に推進するとともに、淀川及び大和川護岸の強化などについて国及び府に対して積極的に働きかけること。
14. 魅力あふれる「水の都」の創出をめざして、道頓堀川の水辺整備や、住

- 吉川等の環境整備を進めること。
15. 本市発注工事の適正な施工を確保するため、監督、検査業務の充実、強化に努めること。（関係各局）
 16. 下水道施設の耐震対策を積極的に推進すること。
 17. 下水道整備区域内で、集中豪雨時に今なお発生している浸水被害の解消を図るため、淀の大放水路、中浜下水処理場内ポンプ場等をはじめとする抜本的な浸水対策を積極的に推進するとともに、局地的な浸水対策についても推進すること。また、各事業に対する補助の増額について、国等に対して積極的に働きかけること。
 18. 下水道幹枝線の全域完成の促進を図ること。
 19. 老朽化した施設の改築・更新にあたっては、市民ニーズに即した施設として計画的に進めること。
 20. 下水処理場施設の上部空間については、周辺地域に親しまれるような有効利用を図ること。
 21. 西淀川区旧矢倉町に建設を予定している下水道施設については、海岸の自然を守り、市民の憩いの場となるよう配慮した整備を図ること。
 22. 省資源・省エネルギーの見地から下水道が持つ汚泥等の資源を有効利用し、省エネ・リサイクル社会の実現に努めること。
 23. 市域内の公共用水域の水質環境基準の達成・維持に向けて、道頓堀川等の水質浄化のため、合流式下水道の改善を促進すること。
 24. 高度処理施設の建設を促進するとともに、汚泥処理施設の充実を図ること。
 25. 汚泥の集中処理に向け、汚泥圧送管によるパイプ輸送化と、舞洲スラッジセンターの建設を推進すること。

港湾、人工島など（港湾局関係）

1. WTCについては、十分な情報公開のもと市民への説明責任を果たしながら、市民負担の最小化に向けて取り組むこと。（市政改革室）
2. 持続可能な大阪湾フェニックス計画の推進のため、排出者負担の導入など抜本的な事業スキームの改善について、国等に対して積極的に働きかけるとともに、近畿2府4県175市町村の廃棄物を適正に処分するために同計画を推進すること。（環境局）
3. 臨海部整備については、市の「咲洲プロジェクト」や大阪府・大阪市・経済界による「夢洲・咲洲地区まちづくり推進協議会」でとりまとめたまちづくりの方針に沿って、本市財政状況を十分勘案しながら順次事業化を図ること。
4. 咲洲・舞洲地区など臨海部における未利用地の有効活用を図ること。
5. 「夢洲・咲洲地区企業等誘致協働チーム」の活動に官民あげて取り組むこと。（政策企画室）
6. 咲洲コスモスクエア地区については、大型車の渋滞緩和やペDESTリアンデッキの整備など地区の環境改善や、需要促進策の充実を図ることにより、さらなる企業等の誘致に努め、南・東アジアに開かれたビジネス交流・交易拠点の形成など、土地利用の促進を図ること。
7. 既存ストックの有効活用を図るため、港湾施設の維持補修に努めること。
8. 防潮堤の耐震強化を含む地震・津波対策の充実など、災害に強い港づくりをより一層進めること。
9. 国際海上運送システムの信頼性の向上を図るため、港湾施設の保安対策を推進すること。
10. 地域の活性化や環境の整備を推進するため、此花西部臨海地区、築港地区、弁天埠頭地区などの在来臨海部において既存の資産の有効活用を図りながら再開発を着実に進めること。さらに、鶴浜地区について「まちづくり計画」の早期実現を図ること。

11. 自然と共生し、釣りや海洋レジャーなど市民が安全に海に親しむことができる、魅力あるウォーターフロントの創出と開放に努めること。
12. 姉妹港等との国際交流を促進すること。
13. 海洋に親しみ青少年の健全育成や責任感・自己鍛錬などの開発に資するセイル・トレーニング事業への市民理解をいっそう深め、効果的な事業運営に努めること。（こども青少年局）
14. 港を支える港湾労働者の労働環境の改善や充実を図り、働きやすい港づくりに努めること。
15. 監理団体については、各団体の今日的な役割や機能を踏まえた見直しを行うとともに、一層の経営改善に努めるなど抜本的な団体改革を着実に推進すること。
16. 官民の役割分担など港湾事業全般の見直しと精査を行うとともに、大阪市港湾事業経営改善委員会の提言を踏まえ、引き続き事業全般の経営改善を行うこと。また、港営事業会計において、財務情報の透明性を一層高めること。
17. 「スーパー中枢港湾プロジェクト」については、本市の厳しい財政状況や社会経済情勢に即して適宜進めること。

地下鉄・ニュートラム・バス事業など（交通局関係）

1. 敬老優待乗車証の支給については、十分に検証し、引き続き実施すること。（健康福祉局）
2. バス事業は、依然として厳しい経営状況におかれていることから、「アクションプラン」（案）に対する市民・利用者の意見や市会での議論、「市営バスのあり方に関する検討会」の提言を踏まえて、抜本的な経営改善に取り組むこと。
3. 地域の移動ニーズに対応した移動手段のあり方については、市民・利用

者の意見や市会での議論、「市営バスのあり方に関する検討会」の提言を踏まえ、全市的な観点から検討すること。

4. 市営交通事業の経営形態については、まずは地方公営企業でさらなる経営改善に努めること。また、利益の状況に応じて、地方公営企業法第18条にもとづいて、本市一般会計への納付金について検討すること。
5. 公営のメリットを生かして、市の行政施策とも連携しながら、まちづくりに貢献できるよう施策の展開に努めること。
6. 地下鉄・ニュートラム事業においては、より一層の業務の効率化や資産の有効活用など経営改善に努めること。また、住之江用地土地信託事業については、全力を挙げて受託銀行の責任追及に取り組み、市民が納得できる解決策を得られるよう最善を尽くすこと。
7. 障害者、高齢者など誰もが利用しやすいように、地下鉄・ニュートラムの駅におけるエレベーター等の設置や地下鉄駅における可動式ホーム柵の整備の促進、車内の車いすスペースの拡充、ノンステップバスの増車など施設面での整備を図るとともに、職員に対する教育訓練の充実を図るなど、ソフト・ハードの両面からバリアフリー化を推進すること。なお、バリアフリー化の推進にあたっては、地域住民や利用者の意見を十分踏まえること。
8. 環境にやさしいバス運行のため、ハイブリッドバス等の低公害車の導入促進と増車を図ること。
9. 地下鉄建設、改良工事及びバス事業の補助制度の充実・改善について、国及び府に強く要望すること。
10. 地下鉄については、駅の改装等を進めるとともに、バスについては、バスロケーションシステム等、バス停留所施設の整備や美化等を図るなど、乗客サービスの向上に努めること。
11. 駅周辺の駐輪対策については、鉄道事業者としての責務を踏まえ、関係局と連携して対応に当たること。
12. 国際化に対応して、公共交通機関に外国語を併記した案内・表示シス

テムを充実すること。

13. 乗客が安心して地下鉄を利用できるように、地下鉄駅の火災対策設備の整備を早急に行うこと。
14. 市営交通における事故防止及び地下鉄駅構内に防犯カメラを設置するなど防犯対策に万全を期すること。
15. 職員の綱紀の保持をより一層徹底するとともに、職員に対する暴行についての対策を講じること。

上水道事業など（水道局関係）

1. 上下水道料金の福祉減免措置については、十分に検証し、引き続き実施すること。（健康福祉局）
2. 府市統合協議に関しては、市民・府民双方にメリットが得られる結果となるよう取り組むこと。
3. より一層経営の効率化に取り組むため、組織及び業務のあり方を総点検し、適正な職員配置に努めること。また、利益の状況に応じて、地方公営企業法第18条に基づく、本市一般会計への納付金の納付について検討すること。
4. 本市の水道技術やこれまでに構築してきた水道施設の既存ストックを有効活用し、ソフト・ハードの両面にわたり他の自治体との広域的な連携を図ること。
5. 市民の飲み水を守るために、琵琶湖・淀川水系の総合的な水質保全対策を進めること。また、環境ホルモン物質などの未規制物質の検査体制を強化すること。
6. 震災等の大規模災害時においても給水が確保できるよう、浄・配水場や給・配水管路等の水道施設の耐震化や給・配水拠点ネットワーク整備を推進すること。また、災害時の給水対策等に万全を期すること。
7. 給水管の計画的な整備を図り、給水サービスの一層の向上を図ること。

8. 渇水時には渇水対策措置を適時・適切に行い、渇水に対する市民の不安を解消すること。
9. 経営改革を進めるにあたって、資産の有効活用を図るとともに、今後の水道局庁舎のあり方について検討を行うこと。
10. 水道メータの検針業務については、業務の円滑な推進を図ること。